



# IATF取得のための必須知識解説セミナー (ルール6 準拠)

Simply  
leveraging  
Quality.

DQS Japan 2024.8.05

# 今回のセミナーの対象者

## 01

ルール6改訂の背景を  
学びたい方

## 02

ルール6を最初から  
勉強したい方

## 03

これからIATFを取得  
しようとしている方

# Agenda

**01** DQSの  
紹介  
P5～

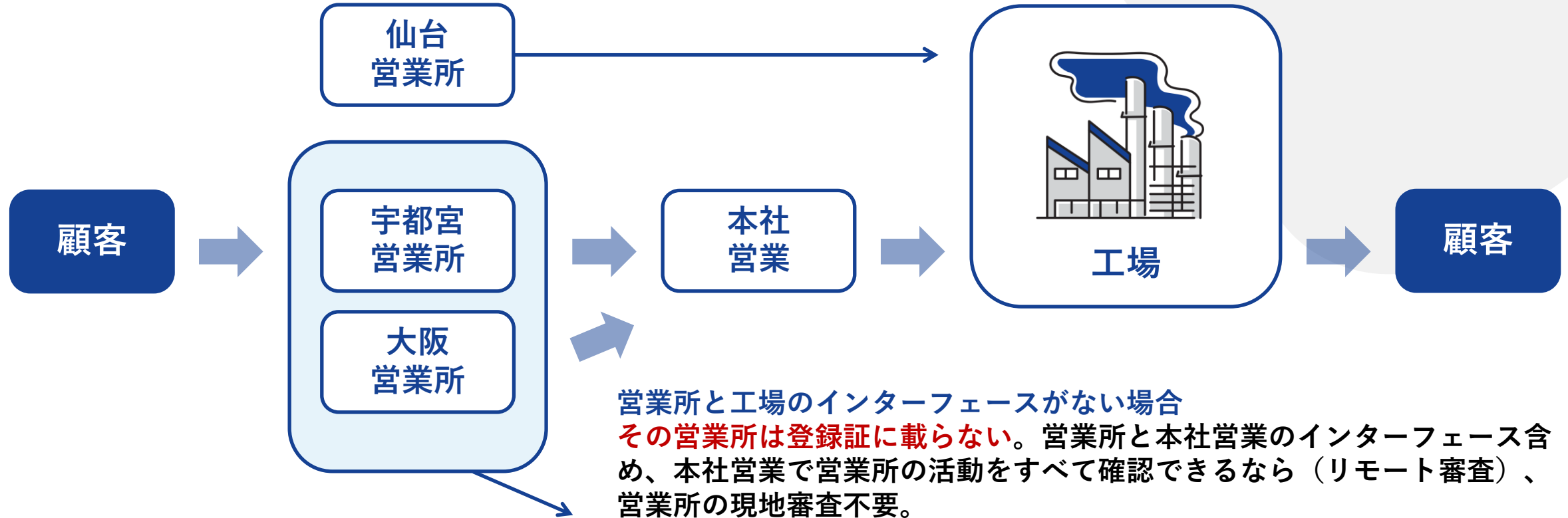
**02** IATF取得のための  
準備  
P11～

**03** IATFの  
維持  
P87～

**04** IATFのその他の  
ルール  
P101～

# IATFを取得する際に、認証に含めなければならない拠点

## 5.5



営業所と工場のインターフェースがない場合  
その営業所は登録証に載らない。営業所と本社営業のインターフェース含め、本社営業で営業所の活動をすべて確認できるなら（リモート審査）、営業所の現地審査不要。

営業所と工場にインターフェースがある場合  
その営業所は登録証に載せる必要がある

1. 営業所の審査をして登録証に載せる（リモート審査可）
2. 本社営業の審査で仙台営業所の人リモートで参加して工場とのインターフェースが確認できれば、仙台営業所に行って審査する必要はない。



ルール6で明確化  
この場合、  
本社営業の工数が増える

# a. 遠隔地支援機能及びそれが提供する支援に関する記述

## IATF RL Function 体系一覧抜粋

RSL Function名 ※どちらか1つ選択。どちらでもよい	RSLとして記載すべき場合	RSLとして記載すべきでない場合
<b>Aftersales</b>	アフターセールスのみの営業所がある場合	アフターセールスが通常の営業活動の一部の場合
<b>Calibration</b>	校正を行っており、17025の認証を取っている、あるいは、内部試験所として登録されている場合	校正がアウトソースされている場合
<b>Contract Review / Sales※</b>	受注活動を行っている営業所が存在する場合	すべての書類を現場に送り、完全な監査を受けることができる移動型営業マンがRLに存在する場合
<b>Continuous Improvement</b>	工場の継続的改善のみを行っているRSLの場合	継続的改善を行っているが、工場の継続的改善のプロセスオーナーではないRSLの場合
<b>Customer Service</b>	CSは使わない方がよいが、組織が使いたいと言うのであれば使ってもよい。	
<b>Distribution/Logistics / Warehouse※</b>	別の住所に倉庫がある場合	同じ住所に倉庫があるが、別の建物の場合
<b>Engineering</b>	他の機能が当てはまらない場合のみ	他の機能の方がより適切な場合

# 製造事業所の移転

5.15



# 製造プロセスの審査

## 5.8.5

各審査では、すべての製造工程を審査しなければならない。

ただし、製造工程のシフトはサンプリングは可能。

各審査で、すべてのシフトを審査しなければならない。

✓✓ ルール6で明確化



製造プロセス名	稼働シフト	審査サイクル		
		初回、ステージ2、更新審査	サーベイランス審査1	サーベイランス審査2
成形	1, 2, 3	1, 2, 3	1	2, 3
熱処理	1, 2, 3	1, 2, 3	1, 3	2
溶接	1, 2	1, 2	2	1



製造プロセス名	稼働シフト	審査サイクル		
		初回、ステージ2、更新審査	サーベイランス審査1	サーベイランス審査2
成形	1, 2, 3	1, 2, 3	1, 2	3
熱処理	1, 2, 3	1, 2, 3	1, 2	3
溶接	1, 2	1, 2	1	2

# 審査時間に関するルール

## 5.2

1日 8h（半日は4h）：お昼休み、休憩、移動時間を除く

